

アフリカ知的財産ニュースレター Vol.41

ナイジェリアにおける商標法の発展、南アフリカの新たな植物育成者権法

はじめに

本号では、さまざまな知的財産の問題について論じる。これらの問題には、アフリカの商業的重要性の拡大を示す明白な兆候が2つ含まれている。ナイジェリアにおける商標法の建設的な発展と、南アフリカで新たに制定された植物育成者権法である。

アフリカスタートアップが NYSE に上場

オンライン小売業者の Jumia が、アフリカの「スタートアップ」企業として初めてニューヨーク証券取引所 (NYSE) に上場した。Jumia は「アフリカの Amazon」と呼ばれることもある会社で、当初はナイジェリアで事業を開始したが、今ではアルジェリア、アンゴラ、エジプト、ガーナ、コートジボワール、ケニア、セネガル、南アフリカ、タンザニアを含むアフリカ 14 か国で事業を展開している。

アフリカー知的財産の重要性をフランスが認識

アフリカの商業的重要性に対する認識が高まっていることを示す兆候として、フランス工業所有権庁 (INPI) は最近になって新たな役職の設置を発表した。この新設ポストの名称はアフリカ知財顧問で、OAPI および ARIPO の加盟国地域を対象とする職務を遂行する。我々が把握したところでは、この知財顧問の活動拠点はアビジャン (コートジボワール) のフランス大使館に置かれ、その任務は、OAPI と ARIPO に関係する知財問題に関してフランス企業を支援することである。自国の企業がアフリカで多大な事業利益を上げている他の主要国の知的財産当局がフランスのやり方を踏襲するか否か、今後の展開は興味深いものとなるだろう。

アルジェリアーWIPO が外部事務所を開設

世界知的所有権機関 (WIPO) はアルジェリアに「外部事務所」 (*External Office*) を開設した。WIPO の外部事務所設置の背景にある構想は、WIPO 加盟国の発明家、イノベーターおよび創作者が、他の WIPO 加入国において、より容易に自らの発明、製品および創作物を保護できるようにすることである。今回アルジェリアで開設された事務所は、アフリカでは初の外部事務所である—他の外部事務所はリオデジャネイロ、北京、東京、モスクワ、シンガポールに置かれている。WIPO がアフリカに外部事務所の開設を決定したという事実は、アフリカは知的財産の成長が期待できる地域であると同機関が考えていることを示唆している。

ナイジェリアー商標

企業名と商標との関連づけ

当然のことだが、企業は、主として模倣品に対処するための法的地位を手に入れるために、自らが事業活動を行おうとする国において商標を登録すべきである。しかし、ナイジェリアにおいては、それ以外にも商標登録を取得すべき理由がある。

その理由のひとつは、食品、医薬品、医療機器、化粧品、化学薬品、殺虫剤、動物用医薬品、農薬、植物性生薬等の分野で営業活動を行っている企業は、自社製品をナイジェリア国内で販売するに先立って、ナイジェリア食品医薬品管理局 (NAFDAC) への登録が要求されるということである。企業が NAFDAC の登録を取得するためには、前提としてナイジェリアの商標登録出願 (すでに受理されたもの) 又は商標登録が必要とされる。

近日中に、企業が商標登録を取得すべき理由がもうひとつ増えそうである。ナイジェリアの会社法にあたる「1990年会社および関連事項に関する法律」(Companies and Allied Matters Act 1990; 略称 CAMA) の改正が提案された結果として、今後は、会社名と商標との直接的な関連づけがなされることになるだろう。特に、既存の登録商標に抵触する社名の会社の登録は、商標権者の同意を得ない限り認められなくなる。それゆえ、自社の商標の特徴が無関係の会社の社名に使用されるのを避けるため、商標権者が自らの商標をナイジェリア国内で登録しておくことが従来にも増して重要になるのだ。これらの改正案は、まだナイジェリア大統領から必要な承認を得ていない。

商標判決抄録

ナイジェリア商標登録局は、「商標裁判所判決抄録」(Compendium of Rulings of the Trade Marks Tribunal) を刊行する予定であると発表した。我々の理解した限りでは、この抄録には過去数年間の異議申立訴訟において商標裁判所が言い渡した判決の概要が盛り込まれることになる。

この発表は歓迎すべきものである。以前は、同裁判所の判決文のコピーを入手することは困難で、少なからぬ費用がかかったものである。この抄録が発行されれば、商標権者や彼らの弁護士は、特定の問題についてどのような判断が下されるかをよりの確に予測することが可能になるだろう。

商標公報

ナイジェリア商標登録局は最近になって数多くの商標公報を刊行している。前回 2018 年 1 月の 6 回の公報発行に続けて、2019 年 4 月には 3 回の公報発行を行っている。多くの者はこの事実を、知的財産が適正かつ効率的に保護されることを保証するというナイジェリア当局の新たな決意を示す証拠と見なしている。

南アフリカ—植物育成者権

植物育成者権

南アフリカ議会は 2019 年 3 月 27 日付で、「植物育成者権法 (2018 年法律第 12 号)」(以下「新法」という) を採択した。しかし、この法律が発効するのは 2020 年以降になりそうである。それまでは、現行の植物育成者権法 (1976 年法律第 15 号) (以下「現行法」という) が引き続き適用されることになる。

南アフリカは、1978 年の「植物の新品種の保護に関する国際条約」(UPOV 条約) に加入している。新法の目的のひとつは、南アフリカの法を 1991 年の UPOV 条約に完全に適合させ、南アフリカが同条約に加入できるようにすることである。

新法によって導入される主要な改正の概要は以下のようなものである。

植物育成者権に関する諮問委員会(Plant Breeders' Rights Advisory Committee)の設置：新法の施行によって生じる法技術的な問題について登録機関に助言を提供するために委員会が設立される。

指定植物品種リスト：現行法の下では、保護の適用が可能なのは指定植物リストに記載されている植物品種についてのみである。新法ではこの制限は撤廃され、それによって同法は 1991 年 UPOV 条約に適合するものとなる。

保護期間：現行法の下では、植物育成者権の存続期間はぶどう及び樹木については 25 年、他のすべての植物については 20 年である。新法には、植物の品種に応じて 20 年、25 年又は 30 年の保護期間を定めた規定が設けられている。

売買：新法に基づく新規性の要件によれば、以下の取引は植物材料の販売に相当しない。

- 買主が育成者のために植物材料を増殖させることを唯一の目的とする契約。
- 新規の植物材料の増殖が行われた時点で当該材料に関する所有権が直ちに育成者に与えられる旨が明記されている契約。
- 専ら以下の一又は複数の検査もしくは試験によって特定の品種を評価することのみを目的として植物材料を利用することに買主が同意する旨が明記されている契約：フィールド試験；試験施設での検査；小規模加工；指定された検査又は試験。

区別性、均一性および安定性 (DUS) に関する検査および試験：現行法に基づき、南アフリカにおいては、ほとんどの植物品種につき DUS 試験のための植物材料を提出する必要がある。DUS 試験のための植物材料提供の期限は 12 か月であるが、登録機関の裁量に従って期限の延長が認められる。

新法の下では、植物材料提出について所定の期限が設けられることになるが、その期限の延長に際しては、当初に指定された提出期間を超えない期間の延長のみが認められることになる。今回の改正により、外国の出願人が植物材料を期限までに提出することが困難になるかもしれない。この点が懸念されるのは、植物材料が所定の期限又は延長された期限までに提供されない場合には出願は失効するという規定が新法に含まれているからである。

植物材料：新法には「植物材料」 (*plant material*) の定義が含まれており、それによれば、特定の品種に関して用いられる「植物材料」という語は、以下のいずれかを意味すると規定されている：種苗；収穫物（特定の植物の植物体全体又はその一部を含む）；収穫物から直接に生産される製品。この定義により、保護の適用範囲が収穫物から直接生産される製品までであることが明確にされている。

調整：新法には「調整」 (*conditioning*) という文言の定義が含まれており、それによれば、特定の植物品種の種苗に関して用いられる「調整」という語は、以下のいずれかを意味すると規定されている：種苗の洗浄、乾燥、コーティング、選別、等級付け、包装；発芽および成長力に関する試験；その他、以上に類する処理であって、種苗の繁殖又は販売の準備を目的として行われるもの。

農民特権 (Farmer's Privilege)：「農民特権」に関する現行法の規定は新たな規定に差し替えられている。新規定によれば、所管大臣は以下の事項に関する規則を定めることになっている：保護品種の使用を認められる農業者のカテゴリー（一又は複数）；使用可能な植物品種のカテゴリー（一又は複数）；保護品種について認められる用途；使用権料の支払条件および表示要件（状況に応じて規則の制定が妥当とされる場合）。

植物育成者権の消尽：新法の規定によれば、権利者によって、又は権利者の書面による許可を得た上で、販売その他の処分に付された植物材料に関係する行為には、植物育成者権の効力は及ばないとされている。ただし、以下の行為については権利の消尽是適用されない：当該品種の更なる増殖に関わる行為；植物材料の輸出によって特定の植物品種が保護されていない国において当該品種の繁殖が可能となる場合、そのような輸出に関する行為。ただし、素材の輸出が専ら消費のみを目的としている場合はこの限りではない。

犯罪：新法の下では、植物育成者権の侵害は刑事上の犯罪となる。

施設の捜査：植物育成者権の侵害が疑われる場合、植物育成者権の登録機関が特定の施設について捜査令状を請求することが今後は可能となる。

南アフリカ—商標出願

2019年4月5日発行の *World Trademark Review* 誌に掲載された記事は、2009~2018年の商標出願件数に関して南アフリカが堅実な伸びを示していると報じている。この記事は、さらに続けて以下のような事実を挙げている。

- 南アフリカで提出された出願の98%は電子提出によるものである。
- 一般に、審査は7~8か月の間に行われる。
- 南アフリカで提出された商標出願のうち、50%近くを南アフリカ企業による出願が占めている。それに続くのが米国、ドイツ、英国、フランス、スイス、中国、日本、イタリア、オーストラリアの企業である。
- 南アフリカの企業が外国で出願する場合、アフリカの多くの国において出願を行っている。アフリカ以外の国で上位を占めているのは中国、米国、欧州連合である。南アフリカ企業の外国出願に関して、最も出願件数の多い分類は第33類（醸造酒）である。

[特許庁委託]
アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 41

[著者]
Spoor & Fisher
spoor • fisher
patents • trade marks • copyright

[発行]
日本貿易振興機構 ドバイ事務所
Room No.3503, 35th Floor, The One Tower, Barsha Heights, TECOM, Dubai,
U.A.E.
Tel: +971 4 5645878 Email: dubai_ipr@jetro.go.jp

JETRO
日本貿易振興機構(ジェトロ)

2019年6月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、Spoor & Fisher が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。